

# 教育委員会定例会会議録

## 1 日 時

平成24年11月22日(木)

開会 9時30分

閉会 12時40分

## 2 場 所

教育委員室

## 3 出席者及び欠席委員の氏名

出席者 岩崎恭典委員長、丹保健一委員、牛場まり子委員、清水明委員  
真伏秀樹教育長

欠席者 なし

## 4 出席職員

教育長 真伏秀樹(再掲)

副教育長 小野芳孝、次長(教職員・施設担当) 信田信行

次長(学習支援担当) 白鳥綱重、次長(育成支援・社会教育担当) 野村浩

次長(研修担当) 西口晶子

教育総務課 課長 荒木敏之、教育改革推進監 加藤幸弘、副課長 寺和奈

予算経理課 課長 三井清輝、副課長 高野吉雄

教職員課 課長 木平芳定、副課長 眞崎俊明、副課長 橘泰平、主幹 早川巖  
主幹 小宮敬徳

特別支援教育課 課長 井坂誠一、特別支援学校整備推進監 東直也  
副課長 森井博之、主幹 大井雅博

生徒指導課 課長 和田欣子、副課長 今田禎浩

社会教育・文化財保護課 課長 野原宏司、主査 奥村隆志

県立図書館情報相談課 課長 中川奈美

## 5 議案件名及び採択の結果

件 名

議案第34号 平成25年度教職員人事異動基本方針について

議案第35号 専決処分の承認について(人事関係)

議案第36号 職員の人事異動について

議案第37号 三重県立図書館の管理等に関する規則の一部を改正する規則案

## 6 報告題件名

件 名

報告1 「県立高等学校活性化計画(仮称)」中間案について

- 報告 2 教員の資質の向上について
- 報告 3 「県立特別支援学校整備第二次実施計画（改定）（案）」について
- 報告 4 平成 25 年度当初予算の要求状況について
- 報告 5 いじめ問題に関する児童生徒の実態把握並びに教育委員会及び学校の取組状況に係る緊急調査の結果について（概要）
- 報告 6 平成 24 年度「ケータイ・ネット対策事業」ネット検索の結果について

## 7 審議の概要

### ・開会宣言

岩崎恭典委員長が開会を宣告する。

### ・会議成立の確認

全委員出席により会議が成立したことを確認する。

### ・前回審議事項（平成 24 年 1 月 6 日開催）の審議結果の確認

前回定例会審議結果の内容を確認し、全委員が承認する。

### ・議事録署名人の指名

清水委員を指名し、指名を了承する。

### ・会議の公開・非公開の別及び進行の確認

議案第 35 号及び議案第 36 号は人事管理に関する案件であるため、報告 4 は記者発表前であるため、非公開で審議することを承認する。

会議の進行は、公開の議案第 34 号及び議案第 37 号を審議し、報告 1 から報告 3 及び報告 5 から報告 6 の報告を受けた後、非公開の報告 4 の報告を受け、その後、議案第 35 号及び議案第 36 号を審議する順番とすることを承認する。

### ・審議事項

#### 議案第 34 号 平成 25 年度教職員人事異動基本方針について（公開）

（木平教職員課長説明）

議案第 34 号 平成 25 年度教職員人事異動基本方針について

平成 25 年度教職員人事異動基本方針について、別紙のとおり提案する。平成 24 年 1 月 22 日提出 三重県教育委員会教育長。

提案理由 公立学校職員の人事については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 23 条第 3 号及び三重県教育委員会権限委任規則第 1 条第 2 号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

1 ページをご覧ください。平成 25 年度の教職員人事異動基本方針（案）です。少し読ませていただきます。

三重県教育ビジョンで示している「自立する力（輝く未来を拓く力）」、「共に生き

る力（共に生きる未来を創る力）」を育む教育を各学校で着実に推進し、本県の教育水準を向上させ、県民の公教育に対する信頼を高めていかなければならない。

また、各学校においては、学校経営品質向上活動の取組により、継続的な改善を進めるとともに、家庭や地域と連携・協力して魅力ある学校づくりを一層推進する必要がある。

こうした中で、教職員一人ひとりが、やりがい高め、その能力を十分に発揮し、使命感と情熱を持って、児童生徒の目線に立った教育の実践に取り組めるよう、次の基本方針に基づき、積極的、計画的な人事異動を行う。「1 それぞれの学校の経営方針に資するため、教職員の適正配置に努める。」「2 校長の意見を尊重する。」「3 教職員の年齢・教科・勤続年数等を考慮し、学校運営組織の充実に努め、あわせて気風の刷新を図る。」

3ページをご覧くださいと、昨年度との対比となっております。基本的な部分は変えてありませんが、左の平成25年度のところで、1段落目は、教育ビジョンで示している子どもたちに育みたい力ということをお伝えしておりますけれど、2点目のところで、学校運営の考え方として継続的な改善、それから、家庭、地域と連携・協力して魅力ある学校づくりを進めるという部分を改めて加えました。それで、その基本方針を県立でしたら県立校長、それから、小中でしたら市町等教育長、各校長に十分認識していただいて、以下の3つの項目にのっとなってやらせていただくという基本的な部分を制定させていただくというものです。

それから、5ページをご覧ください。そういう基本方針を踏まえて、平成25年度の小中学校の教職員の人事異動実施要領（案）ということです。全県的な視野に立って、市町等教育委員会と緊密に連携して、市町相互間、それから学校種別間の人事交流を促進するというものです。具体的には、「1番の「転任」のところの、（1）で地域間、市町間において一層の交流を図る。統廃合等もありますので、そういった異動も適正に行う。（2）で特別支援教育については、その充実に向けて特別支援学校との一層の交流を図る。（3）で学校・事務局間、小・中学校間において一層の交流を図る。（4）は地域性ですが、都市部地域とへき地を含む周辺地域との交流を図る。（5）は在職の年数の関係ですが、同一校には長年月、原則8年以上勤務する者の転任を積極的に行う。

（6）が新規に採用した教員ですが、採用後3年ないし6年の間に転任することを原則とする。（7）は全職員にあたりますが、同一校には3年以上勤務することを原則とする」ということです。

2番は「昇任及び降任」ですが、（1）で「リーダーシップを有する者」、「課題解決能力を有する者」、「継続的な改善能力を有する者」ということで、全県的な立場から選考のうえ昇任させるというものです。（2）で若手及び女性についても積極的な登用を図るということです。それから1つ飛ばして、（4）ですが、希望降任制度という制度を従来から設けていて、その部分についても周知をし、よくよく話しながら適切な活用を図るということです。

3番に「退職」という項を設けています。

4番に「新規採用・再任用」ということで、（1）で学級規模等を考慮し、新規採用者の育成が円滑に実施できる学校への配置を行う。具体的には、出身地及び生活の本拠

地への配置は行わないことを原則とする。複式学級の担任、特別支援学級の担任としての配置や分校への配置は行わないことを原則とする。それから、(2)の定年退職後の再任用ですが、定年退職時の所属校以外に配置することを原則とし、再任用者の能力、経験を有効に発揮できる配置に努める。

5番として、希望調書を提出させる。それから、各学校の実情を踏まえた特色ある学校づくりに向け、教育実践に対する本人の意欲を重視した適材適所の人事異動に努める。異動に関し本人の生活事情等に著しく支障をきたす場合には、その事情を聞き考慮する。市町等教育委員会と十分な意見交換を行い、円滑な人事異動に努めるというものです。

7ページ以降は、昨年度との新旧対照表という形で、大枠は変えてませんが、9ページをご覧くださいますと、右側の「平成24年度実施要領」のところの(2)ですが、栄養教諭の配置に努めるということで、栄養教諭制度が出来て以降、こういう形で記述をさせていただいてたんですが、小中については、全市町に栄養教諭を配置させていただいたということで、特出しするというのではなくて、他の養護教諭、一般の教諭も含めて、食に関する指導を一層推進するという趣旨を踏まえてやっていくということです。25年度からは、取り出しての記載というのは割愛しました。

それから、11ページが県立学校の人事異動の実施要領(案)です。大枠は小中と同様ですが、1番の「転任」のところ、同一校に長年月勤務する者の転任を積極的に行う。(2)が地域と学校間の相互交流を図るということです。(3)は全日制、定時制、通信制の各課程間、それから普通科、専門学科、総合学科校間の交流を図る。(4)は県立学校と県教育委員会事務局との間の交流を図る。というものです。(5)は新規に採用した教員については、採用後3年ないし6年の間に転任することを原則とする。県立の部分については、今年度からですが、平成24年度以降に新規採用した教員の異動については、上記(2)、(3)、すなわち、都市部・都市周辺地域及び遠隔地の各学校の相互交流なり全・定・通、それから普通科、専門学科、総合学科校間の交流を図るということを原則とするということで、新規採用教員については、幅広い育成支援で、1校目に配置したところと地域性であるとか、普通科、専門学科、総合学科校間の、できる限りタイプの異なったところでの配置に努めるということで、1校目、2校目で一定程度、教員としてのいろんな分野での経験を積んでいただいて、基礎をつくるというのを原則にする。(6)は、特別支援学校と小中学校それから高等学校との一層の交流を図る。そして、同一校に3年以上勤務することを原則とする。ということです。

2番の「昇任及び降任」については、小中の部分と同じですので説明は省略させていただきます。

12ページの3番の「退職」。これも小中と同じです。

4番の「新規採用・再任用」。新規採用者は出身校及び生活の本拠地への配置は行わないことを原則とする、ということです。再任用者は、フルタイム勤務者は定年退職時の所属校以外に配置し、短時間勤務者は退職時の所属校に配置することを原則とする。

5番の「その他」も一緒ですが、希望調書を提出させる。各学校の特色化の推進等に向け、教育実践に対する本人の意欲を重視した適材適所の人事異動に努める。最後の(3)は、生活事情等に著しく支障をきたす場合には、その事情を聞き考慮する、というものです。

以上が、基本方針と小・中・県立学校の実施要領（案）でございます。

本日も審議いただいた後、県立学校長、それから市町教育委員会教育長を通じて小中学校長にもこの内容を周知させていただきます。今後のスケジュールですが、12月初旬には、この基本方針や実施要領を各校長から所属職員に周知していただき、個人個人に希望調書を配付いたします。それで、教職員は、転出を希望する場合は、その学校名や市町名、家族状況など異動に関わる情報を記入して、これを年内を目途に作成いたします。各校長は、教職員から希望調書をもとに丁寧な聴き取りを行います。

県立学校については、別途校長から県教育委員会事務局教職員課の人事担当が都合1月中旬と2月中旬くらいに2回にわたって意見交換とか聴き取りをさせていただきます。小中学校は、市町教育委員会、それから県の組織である市町教育支援・人事担当のほうへ希望調書を提出していただきます。

それから、県立学校の人事異動については、当然ながら県教育委員会が直接行うわけですが、小中学校の人事異動については、地教行法の規定に基づいて当該市町教育委員会が内申を作成して県教育委員会へ提出し、その内申を待って人事異動を行うということです。

こうした一連の人事異動の事務を1月から3月初めにかけて行って、その後、内示もしながら3月の教育委員会の定例会では、管理職の異動については議案として、一般職については報告題としてご報告をさせていただきます。

説明は、以上です。

#### 【質疑】

委員長

議案第34号についてはいかがでしょうか。

丹保委員

人事はすごく重要だと思うんです。それで、採用後8年以上の人はなるべく異動をするようにということが書いてありますよね。私は、あまり長く、例えば10年とか15年とか、場合によっては20年とかそういう人がいる場合に、その学校の事情に詳しいわけですし、人間関係も把握してますので、校長がリーダーシップを発揮できないぐらいの力を持っている普通の一般の教職員がいるということがあるんじゃないかという心配をするんです。だから私は、やっぱりなるべくあまり長期にわたっているということは、かなり弊害を呼ぶんじゃないかと思います。

ただし、特別支援学校なんかだと特殊な事情があって、なかなか移れないという話も聞いてるんですね。その場合でもやっぱりあまり常識から外れるような場合は工夫をする必要があるんじゃないかと思います。そういう弊害が出ないように校長からも詳しく事情を聴かないと、おかしな人がボス化してしまうということが無きにしても非ずですので、その辺は細やかに配慮する必要があるんじゃないかと思います。その辺についてちょっと。

委員長

いかがでしょう。

教職員課長

ご指摘のことは、ごもっともなところで一番大事だと思っています。県立について言いますと、委員もご指摘いただきましたように、学校の事情というよりも学校そのもの、例えば専門的な工業高校ですとか、あるいは特別支援学校等で児童生徒のための教育という専門的な部分を有する教職員の場合に、状況によってはどうしても長くならざるを得ないという学校全体の運営ということがあるわけですが、学校長から聴き取りなり意見交換をさせていただく際には、そういった長年月でもやっぱり学校に置いておくべきという意向があった場合にも、その状況等というのをしっかり聴かせていただいて、委員ご指摘があったような状況に陥らないような観点で、我々もそうですし、各学校長も一人ひとりが認識を持っていただくということをきちっとしていただいて、人事異動ですので一人で学校運営をするわけじゃないので、そのチーム全体で、学校全体で運営しますので、そういった観点を十分にまた校長にも伝えていきたいと思えますし、我々もそういう気持ちで人事異動の一件一件について取組をさせていただきたいと思えます。

丹保委員

はい。よろしくをお願いします。

委員長

はい、お願いします。

他にはいかがでしょうか。はい、どうぞ。

牛場委員

工業の場合は、やはり生徒がいろんな開発の物件を持っていますので、あんまり教員を早く転勤させると、生徒も動揺すると思います。その点は配慮していただいていますか。

教職員課長

今、ご指摘いただきましたように、工業科については、いろんな資格取得の基本をずっと作ってきている学校があって、それがシステム化されているところもありますし、いろんなものづくりとか、そういう生徒の興味・関心とか能力の向上ということで、そういう取組をするにあたっては一定年月が必要ということもあります。そのあたりは決して機械的ということではなく、一方でこういう長年月にわたってしまう場合の弊害等とのバランスもとりながら、その学校全体で今まで培ってきた、あるいは、これからその学校の特色を出そうとする取り組みにとって弊害にならないような形で、きちっと当該校の校長とも意見交換させていただきながら留意して人事異動についてはさせていただきたいと思えます。

牛場委員

よろしくお願いたします。

委員長

はい。いかがでしょうか。どうぞ、はい。

清水委員

この内容に附属小中学校というのは入ってくるんですか。

教職員課長

附属小中学校、附属特別支援学校については、人事異動としては、県の直接の機関ではないので人事異動上は割愛退職ということになります。

一方で、教職員の希望としては、県立の、例えば特別支援学校を希望するというのもあり得ることですので、そのあたりの状況については、希望される方は書いていただきますし、そのあたりの意向もそれぞれで十分聴き取りさせていただいているという状況です。

今附属に行かれています方については、附属学校のほうできちっと聴き取りをしていただいて、それを我々がまた斟酌させていただくということになります。

委員長

はい、よろしいでしょうか。

### 【採決】

－全委員が承認し、本案を原案どおり承認する。－

### ・審議事項

#### 議案第37号 三重県立図書館の管理等に関する規則の一部を改正する規則案（公開）

（野原社会教育・文化財保護課長説明）

議案第37号 三重県立図書館の管理等に関する規則の一部を改正する規則案

三重県立図書館の管理等に関する規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。平成24年11月22日提出 三重県教育委員会教育長。

提案理由 三重県立図書館の管理等に関する規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

1 ページをご覧ください。三重県立図書館の管理等に関する規則の一部を改正する規則案でございます。今回の改正の部分ですが、第七条（見出しを含む。）及び第八条中の「資料貸出券」を「利用カード」という名称に改める。また、第二号様式中「資料貸出券」を「利用カード」に改め、第三号様式中「資料貸出券」を「利用カード」に、また、「券」を「カード」に改めるものです。この規則については、平成25年1月1日から施行するとしています。

2 番目ですが、この規則の施行の際現に改正前の三重県立図書館の管理等に関する規則の規定に基づいて作成された有効な資料貸出券は、改正後に作成された利用カードとみなします。

それと、3 番目ですが、旧規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調製をして使用することができるという内容です。

2 ページをご覧ください。規則の一部を改正する規則案の要綱です。改正理由といたしましては、県民が親しみをもって図書館を利用できるよう、分かりやすい表記に改めるというものでして、それが、「資料貸出券」という表記を「利用カード」という表記に改めるということです。

これまでの「資料貸出券」という名称については、一般県民からは「資料」という言葉が分かりにくく、また、図書あるいは本なのか、特別なものに対する貸出のものなのかというような問い合わせもよくあります。また、もう一枚、普通の図書の貸出券があ

るのかという質問もあります。また、大半の人が、やり取りの中で「券」という言葉よりも「カード」という言葉を実際使用していることもあります。こういったことから、県民に分かりやすい名称に変更すべきと考えています。

また、この名称ですが、全国の都道府県立の図書館の状況をみますと、「資料」という文言が使われているところは三重県を含めて6県という状況です。他は、「利用カード」、「利用者カード」、「図書館カード」等となっています。それで、図書館では、本の貸出しだけではなく館内の閲覧であったり、その他の予約、取り寄せなどの貸出し以外にも使用していますので、広く利用という部分をとりまして「利用カード」とさせていただきますと思っています。これは、図書館の機能の充実に伴い、その他のことに活用する可能性も含めて、今回、「貸出カード」とせず「利用カード」という名称を考えました。

それでは、3ページが今回の規則改正の新旧対照表です。先ほど申し上げましたように、「資料貸出券」という部分を「利用カード」という名称に変えます。

また、4ページ以降ですが、これは「利用カード」の交付申請書の変更部分です。5ページ、6ページも同様で、申請書の部分です。

7ページが第3号様式となっていて、これが、実際は8センチ5ミリ程度×5センチぐらいの大きさのカードになるわけですが、そのカードの表記の部分です。実際に使われるカードということになります。

こういったことで、今回、規則の一部を改正したいと考えています。よろしく願いいたします。

教育長

これ県立図書館の資料貸出券ですね、お持ちだと思いますけど。またこれは、私個人のですけど、これが津市の図書館の分なんですけど、津市は「図書館カード」というような表示になってます。

#### 【質疑】

委員長

今、うちの大学のもを見たら、うちの大学も「利用カード」になってます。  
議案第37号ですが、いかがでしょうか。

#### 【採決】

－全委員が承認し、本案を原案どおり承認する。－

#### ・審議事項

#### 報告1 「県立高等学校活性化計画（仮称）」中間案について（公開）

（荒木教育総務課長説明）

報告1 「県立高等学校活性化計画（仮称）」中間案について

「県立高等学校活性化計画（仮称）」中間案について、別紙のとおり報告する。平成24年11月22日提出 三重県教育委員会事務局 教育総務課長。

説明については、担当の推進監が行いますのでよろしくお願いいたします。

(加藤教育改革推進監説明)

別冊資料となっております33ページほどからなります県立高等学校活性化計画の中間案についてをご覧ください。これについては、条例設置の審議会の教育改革推進会議のほうで昨年度からご審議いただきながら、とりまとめをしまいたったものです。前回、定例会でもお配りさせていただきまして、その後、推進会議のほうでもう一度第2部会でご審議いただいて、一部、その時のご意見等で加筆修正をしていますが、大枠としては前回お配りしたものと変わっておりません。

なお、今後の日程についても前回ご説明したとおりで、この後、12月の県議会での説明の後、パブリックコメントを12月から1ヶ月間かけて行った後、最終案として改めてこちらで審議をいただき、今年度中に成案としていきたいと思っております。

時間の関係上、概略のみの説明になりますが、よろしくお願ひいたします。

まず、全体の章立ての目次をご覧ください。 「1 はじめに」というところに経緯等を書かせていただいた後、2のところ、「県立高等学校の現状と課題」を大きく4点に整理しております。(1)が学力関係、(2)が社会の変化に対応した人材の育成、(3)が多様なニーズへの対応、(4)が中学校卒業生数の変化への対応ということです。この4つの課題に対応した形で大きな3として「基本的な考え方」、すなわち2の(1)が3の(1)に対応している。以下、(2)が(2)、(3)が(3)にという具合に対応しているという章立てになっています。(4)が(4)にということです。

そして、3の(1)から(3)、「教育の質の保証」、「自立し他と共に生きる人材の育成」、「多様なニーズに応える教育」、この3の(1)から(3)の部分にかかわる活性化のための取組を、6ページからになりますが、大きく4のところに(1)から(9)で記したという形になっていまして、さらに、4の(1)各学科の充実、これのさらに詳しい内容が大きな章立ての5、14ページからの部分になりますが、5の「各学科の教育内容の充実による活性化」となります。この5のところに、4の(1)の詳しい内容が記されている、こういう章立てになっています。

また、戻りますが、3の(4)適正規模・適正配置の推進による活性化、これの詳しい内容が6、目次でいいますと次のページになりますが、具体的には22ページからの内容になりますが、6の「県立高等学校の適正規模・適正配置」、これが「基本的な考え方」の3の(4)のところから来ておることになりまして、以降、最後、7のところで各地域の県立高等学校の活性化について記しています。このような章立てになっています。

それでは、それぞれにつきまして、ポイントのみになりますが説明させていただきます。

1ページ、「1 はじめに」の(1)県立高等学校再編活性化計画の経緯。これまでの計画と今後のつながりについて記述いたしました。これまでのものについては、平成14年度から23年度までを計画期間とする「県立高等学校再編活性化基本計画」、これには基本計画と実施計画がありました。再編という文字が付いておまして、専門学科等の適正規模・適正配置、こういったことを重点に行ってきたということです。基本計画とそれから3期に分けた実施計画という2本立てで行ってきたというのがこれまで

です。今後については、これを、(2)の部分になってきますけど、再編の部分のみならず、(2)の3つ目ほどの段落になります。県立高等学校がこれからは生徒にとって希望や高い志をもっていきいきと学ぶことができる場であるということのために、再編のみならず活性化のための計画といたしました。

なお、その1ページの下から4行目ほどのところになりますが、「なお、県立高等学校の適正規模・適正配置を推進することも、活性化のための重要な手段である」ということで、こちらも含みながらですが、計画の名称としては、「県立高等学校活性化計画」、現在のところ仮称ですが、「再編」を取って「活性化計画」とさせていただきたいと考えています。

それから、2ページ(3)のところの「計画期間」ですが、社会の変化が非常に激しい、また、基本計画と実施計画の2つを併せ持った性格にしたいということで、10年先を見据えた5年間、24年度から28年度までの5年間の計画として策定をさせていただきたいと考えました。

2番のところが、先ほどの章立てのところで言いました「現状と課題」のところ。総合的な認識としまして、2の(1)に入る前の部分の中段あたりにありますが、高等学校進学率98.4%、23年度卒業生ですが、義務教育に近い側面を持っているということで、高等学校は、進学や就職といった進路にかかわらず、中学校卒業後のほぼすべての者が社会で生きていくために必要な力を共通して身につけることができる教育機関であるという位置づけを基本的な認識として全体を通して考えていきたいと考えました。

大きな課題として2ページから3ページにかけて、(1)が「学力等の育成」、3ページの(2)が「社会の変化に対応した人材の育成」。これは、早期離職者等々の社会的職業的自立に関することもあります。(3)が「多様なニーズへの対応」ということで、具体的には、特別支援教育あるいは外国人生徒教育等々に関わる課題があるということ。3ページ、(4)が「中学校卒業生数の変化への対応」ということで、これからの生徒減、特に24年3月から29年3月までの5年間に約700人、その後の4年間でさらに1,800人が少なくなるということが予測されていますので、これへの対応はやはり大きな課題になるということを課題として記述いたしました。

それに応じて、4ページ、「3 県立高等学校活性化の基本的な考え方」。3の(1)までの前段のところですが、三重県教育ビジョン、こちらは、高等学校のみならず小中、高等学校、特別支援学校といった公立学校教育全般、また社会教育まで含むビジョンを平成22年12月に作らせていただきました。これを前提にしていますので、全ての分野を今ご覧の活性化計画に盛り込んだということではないということです。例えば生徒指導関係や人権教育関係のベースとして取り組んでいく部分については教育ビジョンでベースとしてやっていく。特に高等学校の活性化で注力をしていきたい部分について本活性化計画という整理でいかせていただきたいと考えております。

先ほどの課題に対応して、(1)の「教育の質の保証」、ここは国の中教審でもかなり高等学校教育の部会で今、高等学校教育の質の保証というコアになる部分は何なのかというようなことの議論が進んでいると理解してまして、三重県におきましては、これを三重県教育ビジョンのほうでも整理した学力の3つの重要な要素である、5ページの

4行目ですが、基礎的・基本的な知識・技能、思考力・判断力・表現力等、主体的に学習に取り組む態度、この3つを重要な要素とする学力、これを着実に定着していくということを重要な要素の1つとして考えました。

(2)は、先ほどの課題の(2)に対応しまして、キャリア教育とか、あるいは社会に貢献し、より良い社会を構築していくというようなことを主眼の考え方にすべきと考えました。

(3)が、先ほどの多様なニーズに対応するというので、特別支援教育等々の充実ということを基本的な考え方に盛り込みました。

6ページ、(4)、こちらが適正規模・適正配置の推進ということで、いわゆる少子化の進行に対応する、ここは県立高等学校の統廃合も視野に入れて適正な学校規模を保つということも考えながら学習規模を整えていくということ。また、そのために、課題のある地域に協議会を設置し、ここでの協議を踏まえて活性化を進めていくというようなことを記述いたしました。

6ページ、4の「活性化のための取組」、ここが具体的な内容に入っていくところで、項目のみの説明になりますが、(1)が「各学科の充実」ということで、県立高等学校には、普通科、専門学科、総合学科とありますが、教育内容に注目しまして3つの分類にいたしました。普通科及び普通科系の専門学科、具体的には欄外の注に少し入れた学習指導要領等の厳密な区別では専門学科のほうに入りますが、内容が普通科の要素が多い英語科だとか理数科等々は、普通科に関連する学科ということで整理をしました。専門学科の中では職業系専門学科、これを特化して考えます。そして、総合学科というこの3つに分けて考えていこうということがここに書かれています。

7ページの(2)は、「理数教育・英語教育の充実」ということで、大学等高等教育機関、小中学校、企業等と連携しながら、こういったグローバルな舞台で活躍する人材の育成に取り組んでいきたい。中核的な学校を定めて、その成果を各学校に普及していきたいといたしました。

(3)は、「キャリア教育・職業教育の充実」ということで、人間関係形成に必要なコミュニケーション力、あるいは人生のさまざまな場面で課題に対応する力、こういったものを育てていくために、各学校が入学から卒業までのキャリア教育プログラムを作成していくことの重要性。特に8ページの冒頭では、インターンシップをどの学校においても充実していきたいというようなこと、また、2段落目では、職業系専門学科における職業教育、さらに、進路実現のための就職支援等についても記述いたしました。

8ページ、(4)「定時制課程・通信制課程の充実」ということで、三重県はこれまで定通ネットワークの構築に取り組んできましたが、こういった定時制・通信制教育の充実を今後もさらに充実していきたいということを記述いたしました。

9ページの一番下、(5)の「特別支援教育の推進」、これは高等学校における特別支援教育ということ。高等学校においても、発達障がい等特別な教育的支援を必要とする生徒がどの学校にも在籍をしているという基本的な考え方のもとで、施設・設備のバリアフリー化、また支援体制、小中学校からの支援内容の引継ぎ等々に取り組んでいきたいということです。

(6)は、「外国人生徒教育の充実」、日本語指導が必要な外国人生徒が増加してい

るという認識のもとで、これに取り組んでいくということを記述いたしました。

(7)は、「諸制度に関する今後の方向性」ということで、①の「中高一貫教育」に関する考え方、また、12ページの②「単位制」、③「入学者選抜制度」についての考え方を記述いたしました。

12ページの一番下、(8)「教員の資質の向上」、これについては、この後の報告題でご報告させていただく教育改革推進会議でも審議が今継続をしていますが、学校教育の充実のためには教員の資質向上が非常に重要であるということで、授業力の向上等々に取り組んでいくということを記述いたしました。

(9)の「学校マネジメントの充実と開かれた学校づくり」については、この(9)の2つ目の段落の最後のところにありますが、24年度から全ての県立高等学校で学校関係者評価、学校評価の中の学校外の方も含めた学校関係者評価ですが、これを実施していくということを三重県では行っていくということを記述いたしました。

14ページからは、各学科の教育内容の充実ということです。14ページの(1)、普通科関係のところですが、14ページの一番下から今後の対応策がありますが、3つないし4つに普通科を大きく分類的なことを考えながら記述いたしました。14ページの一番下の行からありますのは、大学等高等教育機関への進学希望者が多い高等学校についての活性化です。また、15ページの次の段落、普通科の高等学校には、進学希望者だけでなく就職希望者も在籍し、進路先が多様な学校、こういった学校での活性化。また、その次は、普通科ではありますが就職希望者が多い学校の活性化ということと、最後に普通科系の専門学科、理数科・英語科また芸術・スポーツ等のコースの活性化ということで、4つの系統に分けて記述をいたしました。

15ページが一番下、(2)「職業系専門学科」に関する記述ですが、16ページに今後の対応策を記述していますが、専門性を深化していくということと、それから、非常に変化が激しい時代でして、これからどんな社会の変化、産業構造の変化があっても対応していけるような基礎的・基本的な教育、あるいはコミュニケーション力、勤労観・職業観、こういったものを専門性ととともに2本の柱で充実させていく必要があるということで、具体的な各学科については16ページ以降、農業、工業、商業というような順で記述しております。それぞれの各学科についての記述は説明を省略させていただきます。

21ページが一番下、(3)が、「総合学科」です。総合学科については、22ページに今後の対応策を記述しましたが、選択科目の選択をする自由度が高いという非常に大きなメリットとともに、ガイダンス機能の充実を図らないと、この自由度の高い選択科目による進路実現につながっていく面に課題があるということで、ガイダンス機能の充実を進めていく必要があるということで記述いたしました。

22ページ6からは、いわゆる適正規模・適正配置、以前の計画でいう再編に関わる部分です。(1)に「全日制高等学校の適正規模」として、2行目ぐらいからのところですが、各学校にはそれぞれ学校の設置の目的、学科・コースの設置状況、求められる学習ニーズというのがありますので、一律に適正規模ということではなく、それぞれの学校のコンセプトに応じた適正規模を考えていく。これが基本であるとしながら、その段落の最後のほうですが、原則として1学年3学級以上8学級以下を適正規模とするの

は、これまでの考え方を引き続き守っていこうということです。なお、1学年の学級数の平均値が6を大きく下回ったり、上回ったりしないように努めていく。これもこれまでの考え方を引き継いでいくということです。

(2)の「大規模校の適正化」については、平成14年度から、大きすぎた学校は8学級以下にしていくということに取り組んできましたが、地域によってはまだ子どもたちの数が増えるという地域があり、今しばらく9学級の大規模校については存続をしていく時期が続きますが、その後、適正化を図っていく、8学級以下にしていくことを考えていくということです。

23ページ、(3)は、「小規模校の適正化」でして、これも従来と同じ考え方で、一部文言は整理をしていますが、(1)にありますように、1学年2学級以下の高等学校については、原則として分校化とするとともに統廃合を視野に入れて活性化に関する協議をしていくということが基本的には考えられます。また、今回、新たに(4)の「適正配置」というのを入れました。主に生徒さんが通学ができる範囲というのが一定規模、自然にあります、その中で望ましい課程・学科・コース・類型、地域の中に様々な選択肢があることを重視していきたいということを今回書き加えました。

最後、23ページの7からについては、県立高等学校、地域ごとの活性化について地域ごとに記述しています。23ページの一番下のほうですが、各地域の県立高等学校の活性化に向けた取組について、経緯、現状と課題を示すということとともに、適正規模・適正配置の推進についてその内容を示すべき学校、24ページに入りますが、特色化・魅力化が特に図られつつあり、その進め方の例を示すべき学校、及び今後の活性化の方向性を明示すべき学校、これらについては、学校名を記述して活性化の方策を記しました。

以下、24ページ、地域ごとで、①の「桑員・四日市地域」については、2つ目の段落にあります、今後も2年ほどは学級増が必要になっていくという状況があります。それに対応していくということです。

25ページ、②「鈴鹿・亀山地域」については、これも2つ目の段落、この地域は、中学校卒業生数の増減が繰り返されているという地域です。また、津地域や四日市地域に進学をしていったり、そちらから来るという生徒さんもいるので、それを見ていく必要があるということです。

26ページ、③「津地域」です。2つ目の段落、今後、平成30年3月までの6年間で見ると200人程度が減ということですが、ここの隣接する地域が逆に増加するということがありますので、そのあたりも踏まえて考えていかねばならないということです。

27ページ、④「松阪地域」については、平成29年3月までの5年間で見ると増減はない見込みですが、その項の飯南高等学校、下から2つ目の段落ですが、ここは1学年2学級の規模となっています。適正規模の3学級から下回っているという状況になっています。ただ、中高一貫教育、またキャリア教育等々で非常に成果を上げている学校でして、今、ずっと2学級で維持をしていますが、この規模も維持することが困難となった場合は分校化も視野に入れたあり方について検討する必要があると考えております。

28ページ、⑤「伊勢志摩地域」。前回は説明させていただいた記述等から変わって

いません。今後、生徒数はかなりの減少が見込まれています。ですので、南伊勢高校の2つの校舎をそれぞれ別の学校の分校としていくことを考えていかねばならない状況です。

⑥「伊賀地域」も前回から記述等変わっていません。最後のほうの段落ですが、名張桔梗丘高校と名張西高校の統合を進めていく必要があると考えております。

⑦「東紀州地域」についても、前回の記述から変わっていません。最後の3行ほどになります。将来的な課題として、木本高校、紀南高校を統合することも視野に入れながら、魅力化・特色化について検討していく必要があると考えています。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

### 【質疑】

委員長

はい。ありがとうございました。

いかがでしょうか、報告1についてであります。はい、どうぞ。

丹保委員

5ページの上のほうから4行目のところに、「県立高等学校では、基礎的・基本的な知識・技能、思考力・判断力・表現力」とありますが、これはどういう関係になりますか。

教育改革推進監

これは、新しい高等学校学習指導要領の記述を踏まえまして、また、教育ビジョンにも小中学校も含めてですけど、学力というものは何なのかという考え方。

丹保委員

僕が聞いているのは、「思考力・判断力・表現力」が一組で、「基礎的・基本的な知識・技能」が一組というふうに考えていいんですかということなんです。

委員長

3つが一組なのかということですね。はい、どうぞ。

教育改革推進監

「基礎的・基本的な知識・技能」に関するいわゆる基礎学力の部分と、それから「思考力・判断力・表現力」、ここは例えば言語活動の充実等々も含めていくことになると思いますし、また、キャリア的な要素も含まれていくだろうというふうに考えておりました。このことと態度そのものが学力につながっていくという、この3つが学力の重要な要素というふうに考えて記述されているということ。これ、ビジョン等も踏まえた記述でございます。

丹保委員

これは、元々文部科学省もこういうふうな表現をしてるんですか。

次長（研修担当）

皆さんのお手元にあります三重県教育法規集の2208ページの、「学校教育法第30条」にその大元になるものが載っております。学校教育法第30条第二項になります。これは小学校のところですが、中学校も高校も全部準用してくということなんです。そこにあります「生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、基礎的な知識及び技

能を習得させる」ことが1つです。そして「これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくみ」ということで表現力等とさせていただいて、最後に「主体的に学習に取り組む態度を養う」ということを3つの重要な要素として特に用いなければならないということで、ここに入れました。

丹保委員

それは知ってるんですが、表現の仕方を聞いてるんです。中ポツでいいんですかということですか。

次長（学習支援担当）

ビジョンでは、今のこの「表現力等」の「等」というところも含めてかぎ括弧で示している部分があるので、ただ、ここは今、かぎ括弧がないために、おそらく「等」というのが次につながるんじゃないかとか、そういうニュアンスの点で誤解が生じるんじゃないかというご指摘と受け止めたんですが、ただ、表現としましては、三重県教育ビジョンのほうには、今のこの3つの要素をそのまま引用させていただいております。

丹保委員

3つの要素は分かってるんですが、「基礎的・基本的」のポツと、「思考力・判断力・表現力」のポツと同じふうに考えていいですかという質問なんです。

及びとか並びとか書いてあるでしょ。だから、これはポツは分かるんですが、思考力と判断力と表現力というのはポツで結び付けていいんですかという質問なんです。もっと言いますとね。中ポツの使い方があちこちでちょっと気になるんですよ。それで、そういうことを理解したうえで使ってるんじゃないんですが、どうもちょっと怪しいところもあるんじゃないかって気がするんで確認をしたんです。ちょっと中ポツの使い方について、普通どういうふうにするのかということ一度確認させていただいて、これであればこれでいいんですけど、ちょっと違和感がありますので。あっちこっち違和感を感じる場所があるので。ただ並べればいいってもんじゃないんじゃないかという気がするんですね。そういうことをちょっと申し上げたい。私の指摘していることは間違いかもしれませんので、ご確認をお願いします。これ外部に出る資料でもありますので。

教育長

おっしゃるように、「思考力・判断力・表現力等」って切っちゃってるので、ここは少し誤解を与えてるところかもしれませんね。もう少しここはおっしゃるご指摘の点を踏まえて、もう1回見直しをしてみたいです。

委員長

はい。じゃ、それをお願いします。中ポツの使い方ですね。並列のものとandとorを中ポツで両方とも意味を重ねてしまっているから、これはちょっとおかしくなってしまうんじゃないかというご指摘だと思いますので、もうちょっとご確認をお願いします。

他にいかがでしょうか。

これは、今後、パブリックコメントにかけて、改めて議案として出てくることになるんですね。

## 教育改革推進監

そのとおりです。

## 教育長

それと、よろしいでしょうか。現在まだ中間案でして、これからまたパブリックコメントがありますし、それから、県議会等いろんなところでまだ審議もさせていただくんですが、私も、例えば教職員の資質の向上ですとか、キャリア教育の話ですとか、それから特に特別支援の関係で発達障がいとか、まだまだ具体的な方向性まで踏み込んで書き切れてないところもあると思っておりますので、今回は基本計画じゃなしに、基本と実施を合わせた計画だという言い方をしているところからみれば、もうちょっと踏み込んだ表現があってもいいのかなというところもあります。事務局サイドとしても少し、中身をもう一回改めて検討させていただきませうし、それから他のいろんな方からの意見も踏まえて、もう少し本当に踏み込んだ表現ができるところがあるんでしたら、そこは踏み込んで書いていきたいなと思ってますので、またいろんなご意見を賜ればと思います。

## 委員長

まだもう少し時間はあるということですので、ご意見を改めていただければと思います。

確かに教員の資質向上の部分というのが、これは絶対要するという気はしますけどね。

## 清水委員

進学率が98.4%、本当に中学生のほとんどが高校へ行く。この中でも本当に多様なニーズという言葉がたくさん使われているところで、この進学した98.4%の子どものニーズに全て対応するというのは本当に難しいことだと思います。

それでもやっぱり違う高校へ再入学したり、総合学科へ行って本当に居場所があって良かったなど。けど、そこで特別な授業をしているのかと言えば、そういうことでもなく、それはそういう場所があって、また、その本人の気づきがあって、中学校のときには学校へ行けなかったけど、高校になって通えるようになったというようなことがあって、何が違うのって。

いや、ただ単にこの高校には私がおれる場所があると思うと言って学校へ通ってきている子ども、それはそれで大したことで、中学校のときには気づけなかったけど、高校になって気づけたということでもいいことなんやろなと思います。

それでも高校になって中退しようかなとかいうような話を聞いてくると、「高校の先生が、そんなに中学校の先生ほど話聞いてくれへんのやぞ」と言いながらその本人とはしゃべるんですが、対応の仕方というのは、この多様なニーズの中にもっと入ってくるのかなという感じがします。この計画が発表される時には、そのお話の内容も踏まえたところを期待して、この中間案を見させていただきました。

## 委員長

はい。いかがでしょう。はい、どうぞ。

## 牛場委員

中高一貫教育なんですけど、これから少子化に向けて卒業生数の減少の中で、やはりやりたいと思われる校長先生もおみえになる中で、いろいろ検証を進めていくことを考えられてるのかどうかお聞きしたいんですけど。

副教育長

ご存じのように三重県では中高一貫教育といえば、連携型中高一貫教育を今3地域でやってるんですが、11ページの記述にもありますように、連携型中高一貫教育は、中高一貫教育として成果もあれば、課題もあるというような認識に立っておりますので、今後、併設型中高一貫教育についても、各地域のニーズやどういう課題があるかということも精査しながら、そこに書いてありますように、設置も視野に入れて協議、検討を進めていくという考え方でおります。

牛場委員

よろしくをお願いします。

委員長

いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

—全委員が本報告を了承する。—

#### ・審議事項

#### 報告2 教員の資質の向上について (公開)

(荒木教育総務課長説明)

報告2 教員の資質の向上について

教員の資質の向上について、別紙のとおり報告する。平成24年11月22日提出 三重県教育委員会事務局 教育総務課長。

これについても、教育改革担当の推進監が説明いたします。

(加藤教育改革推進監説明)

それでは、後ろに綴じてあります資料をご覧ください。この内容については、教育改革推進会議の、先ほどの活性化のもう1つの第1部会のほうで2回ほど審議をされているもので、今後も引き続き審議をしていくという途中のものです。今年度、教育改革推進会議において、教員の資質の向上を大きなテーマの1つとしながら、具体的な今後の進め方について協議をしているところです。

そこで、資料1ですが、「基本方針及びその考え方」として、『子どもたちの「主体的に学び行動する意欲」を育てるため、教員が「わかる授業」「楽しい授業」を創造するための〈授業力の向上〉を図る。』と、これを一番中心のテーマにして、これを主眼に置きながら教員の資質の向上について、今ももちろん行っているわけですが、今後のあり方を考えていこうということで検討していただいています。

その進め方、3つほど〇がありますが、2つ目、県総合教育センター、あるいは教育委員会の中の各課、小中学校、高校、あるいは人権教育、生徒指導それぞれの課、また市町等教育委員会、こういったところで教員の資質の向上に係る様々な取組が行われているわけですが、これらがより効果的に行われるような役割分担や連携のあり方をしっかりと見ていく必要があるのではないかとということと、〇の3つ目ですが、県総合教育センターのほうで、教員の方が集合して研修という形のものがたくさんあるわけですが、これらをできるだけ学校の中での資質向上、もしくは近隣の学校等々のいわゆる学校に近い場所での研修、こういったところに移行できるものは移行していく必要があるのだ

はないかという基本的な考え方で整理をし直そうという流れで考えています。

それで、このことに係る1の「現状と課題」で、(1)から(7)までありますが、教員に求められる資質や能力の幅というのが非常に拡大をしているのではないかと。また、今後10年間で多数の経験豊かな教員が退職していくということを考える必要があるんじゃないか。また、先ほども申し上げましたが、教員が学校を離れるということが段々難しくなってきたりして、集合研修が難しくなってきたりしている部分があるのではないかと。また、4点目として、学校の中で「育てる文化」という、教員同士が教員同士で育てることが少し薄れてきているのではないかと。また、全国学力・学習状況調査が行われましたが、その中で三重県の学校、これは小中学校中心ですが、校内研修の実施回数が多いが、それが具体的な指導の改善に生かす取組に課題があるのではないかと。また、(7)ですが、教員免許更新講習や教職員育成支援システムというような仕組みがありますが、こういった仕組みと連動しながら資質向上を図っていく必要があるのではないかと。こういうところに課題があるのではないかと考えました。

2番の第1回・第2回の教育改革推進会議の部会で出された意見ですが、(1)の「組織・管理職関係」のところでは、やはり、校長先生のマネジメントによる学校現場での資質向上、これを活性化していくというような管理職による適切な支援等々が重要なのではないかとのご意見。また、(2)の「教員個人の資質向上関係」では、現在の研修について、「どこで」「誰が」「誰に対して」行うのかというような、現状をしっかりと見ながら見直しをする必要があるんじゃないかと。また、授業研究を中心にしながら力量の向上を図っていく、それを教員間で共有していく環境の整備が必要ではないかと。それからOJT、現場での研修あるいは資質向上を推進していく必要があるんじゃないかと等々のご意見。また、(3)のところ、県教育委員会の様々な施策があるわけですが、それと教員研修がしっかりと連動するような仕組みを構築、見ていく必要があるのではないかと等々のご意見をいただきました。

ということで、一番下、3の「見直しの視点」ですが、(1)として、「わかる授業」「楽しい授業」ということで授業力の向上を図っていく。その際に、(2)として、校長によるOJT、現場での研修の活性化、校内研修体制、こういったものをしっかりとくっていく必要があるということを見ていく必要があるのではないかと。(3)ですが、基礎・基本の部分です。新学習指導要領に即しながら、基礎・基本とか指導に不安がある、あるいは課題がある教員への支援ということも大事である。ですので、(3)はベース的な部分です。それから、(4)中堅・中核教員の育成がポイントになってくるんじゃないかと。(5)としまして、そういった取組が一部の学校だけではなく、県内全ての学校に届いていくことをしっかりと見ていく必要があるのではないかと。

そのような視点を基に、もう1枚、今度は横置きで見ていただく資料2ですが、教員の資質向上についての、現在、具体的な方策のイメージの段階ですが、「新たな取組」、あるいは「今後注力していく取組」、「見直しを図る取組」について、事務局のほうから素案をお示ししてご意見をいただいているところです。

5つの見直しの視点により、また、少し縦横で整理をしながら、実践的な授業力の向上の取組と、それを波及していくというところ等々に整理をしながら、1、2、3、4、5の番号に順じてご覧いただきますと、1の「わかる授業」「楽しい授業」を創造する

授業力ということですが、①、②、③とありますが、新しい学習指導要領に即した授業改善のモデルを開発し、利用の促進を強く進めていきたい。また、②で、教育委員会の指導主事、あるいは学力向上アドバイザーや授業改善アドバイザーという者の学校訪問体制を、全ての要請に今、十分に対応しきれてない部分があるのではないかとということで、応えられる体制の充実を図っていく必要があるのではないかと。また、③は、高等学校のほうですが、高等学校は学校ごとに課題が非常に様々であることから、本当に学校を中心にして、あるところでは基礎的・基本的な学力の定着、あるところでは発展的な学力、職業専門学科等では職業教育の充実もやっていく必要があるだろうというようなことを記述しました。

右のほうにいきまして、校長によるOJTの活性化・校内研修体制ですが、①については、授業力の向上を組織的にやっていくということで、新任管理職研修の中にそういった内容を充実していく、見直しをしていく必要があるのではないかと。

また、②ですが、校内での研修が活性化されるような校長のマネジメント、特にここに的を絞って推進校の指定をして校長を対象とした研修を実施していきたいという考えです。

また、③ですが、教職員育成支援システム、現在試行の段階ですが、ここで期首面談、中間面談等々を校長が行っていくということですので、こういった場も活用しながら授業力向上のための助言をしっかりとしていこうと考えています。

数字の順序が相前後しますが、その下に、4として「中堅・中核教員の育成」ということで、左の①ですが、総合教育センターで実施をします各教科の内容にかかわる研修、また、今日的教育課題対応研修というのは、特別支援教育に係る研修や外国人児童生徒教育に係る研修等々ですが、こういったものについて、津の総合教育センターでの集合研修といったところから、各市町等で課題等も異なりますので、教員が参加しやすい地域での研修等にしていくことを考えていきたいということです。

それから、②の点線で囲んでいる部分の教員免許状更新講習ですが、これは実施機関は関係大学ということになっていくわけですが、10年ごとに更新の講習を行いますので、こういった機会も活用して資質向上、指導力の向上に十分つながるように教育委員会からも働きかけをしていきたいということです。

右の③の校内研修活性化のための授業研究担当者、上のほうには、校長先生によるマネジメントということがありましたが、この③では、授業研究の中心として校内で企画運営をしていく中堅・中核的教員を育成していくための研修をやっていく必要があるだろうということと、④については、円滑な学校運営体制の確保ということで、現在、三重県ではまだ設置していません主幹教諭、指導教諭の配置についても今後検討していきたいと記述しております。

一番下の3の教員一人ひとりが授業実践の基礎・基本を身につけるということについては、これは授業力のベースとなる資質の向上ということで、①初任者研修ですが、現在、校外での総合教育センター等での研修を年間25日行っておりますが、必要な分はどうしても実施をしていきますが、より学校において実践的な力を育むということで、校外研修は日数を減らして校内研修の充実を図りたいと。また、今、1年目で行ってる社会体験研修は2年目に行えばどうかというようなことが①です。

②は、授業実践研修ということで、これは、初任者、それから5年目、10年目の教員を教科ごとで組み合わせた班をつくり、それぞれ授業を見合うとか協議をし合うというような研修を行っていますが、こういったもののさらに効果的な実施をやっていくと、これが②です。

③は、指導に不安等がある教員に対するフォローアップの実施ということで、そういった教員に対する支援をしていきます。

以上、右の5、すべての学校へ普及していくということで、5の①で、推進校における成果を着実に周辺の学校への普及、また、県全体での実践交流会も実施しながら広く普及をしていく必要があるんじゃないかということと、②は、インターネット等を活用しながら様々な成果、例えば指導案や教材を共有化していくということです。③は、研修が確実に授業改善につながっているのか、今も一定のアンケートをやっていますが、事後アンケート、フォローアンケート等を実施して着実な研修成果の定着が図られていくことと、それから研修内容の改善にもつなげていく必要があるということで現在考えている状況です。

後ろにお付けしているのは、三重県教育ビジョンの中に教員の資質向上に関する取組の現状等が書かれておりますので、それに係る取組内容、成果、課題の整理を一覧表にし、参考資料とさせていただいたものです。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

## 【質疑】

委員長

はい、ありがとうございました。教員の資質向上、先ほどの活性化計画の中でも、高校と小中とはやや違うとはいえ、教員の資質向上というのは大きなテーマじゃないかというご意見をいただいたばかりですが、今回はこの教員の資質向上の進め方についての案でありましたが、報告2についてはいかがでしょうか。はい、どうぞ。

丹保委員

初任者研修、学外よりも学内でというのは、私はこれはすごくいいことじゃないかと思うんですね。現場を離れると、多分いろんな問題が起こりますので、これまでもかなり問題になってましたよね。これを工夫して学内で効果を下げないで行うというのは、一つのいい方向ではないかと思うんです。

それから、もう一つ、研修が本当に効果があるのかなのかというのは、大問題なんですね。アンケートなどは直後に行うわけですか。それとも、例えば10年経ってみてあの研修はどうであったかとか、中堅になってからどうだったかとか、そういうようなアンケートをおやりになってるわけですか。

次長（研修担当）

まず、そのアンケートですが、研修を受講した直後に、今日の研修はどうでしたか、授業で活用できますかというのを一つ取っております。これは全ての講習で実施しています。その研修を受けた後、実際にしばらく学校で実践してみて、例えば半年後ぐらいにもう一度、こちらからアンケートを送らせていただいて、その研修はどうでしたかというのを聞き、効果の実証をさせていただくという2本立てでやらせていただいております。

ます。

丹保委員

こちらのほうでいいと思ってる研修が、実はあまり役に立ってないということもあり得るので、その辺はしっかりやっていただいたほうが、せっかくやっってる研修ですので、そういうのをぜひお願いしたいと思います。

委員長

他にはいかがでしょう。どうぞ。

清水委員

初任者研修でいろんな研修が行われていて、資質向上に向けていってもらってる先生方も多いですが、参考資料に載っているように、採用後、比較的短期間で退職する事例が見られるということで、本当に先生としての資質的にどうなのかなと思うこともあります。その学校ごとの校長先生、また市町の教育委員会の人が、単独で1人の入ったばかりの先生に対して研修等々その人のためにしていますが、その人自身が、なんでこんな研修を受けているのかなというぐらいの感覚でしかないようなケースがあります。本人には本当に資質を上げてもらいたいと思いつつながら、それが伝わりにくいのかもかもしれません。

「清水さん、宇宙人みたいな先生入ってきたよ。」というので困ってみえるところもあって。普通一般に行われる研修だけでは救いきれない何かが出てくる可能性もあるのかなと思って。もう一つ下の網をかけるようなことも、資質向上に向けて必要かと思えます。

一昨年も、うちの中学校に来てもらった先生が、1年で辞めてしまいました。辞めてしまったらしょうがないなということで終わってしまうのかなと。1年で辞めるということは、その子の再出発にもなるので、その子個人のことならそれでいいと思いつつながら、けど、せっかく採用試験を受けて教員になった子が、個人個人の事情もあるけれど、短期間で教員という職を捨てるどころに至った全部の原因というのは分からないと思いつつありますが。せっかく教員になろうと採用試験まで受けて現場の学校へ来た子が、しっかりと能力を発揮できるように資質向上に向けさせてもらえると本当にいいのかな。難しい話だと思うんですが。

こういうことは、教職だけではなくて行政職等々も全部、一般職でも、一般の企業でも起こることと思いつつながら、ちょっと漏れた子を拾って何か研修するようなことも要るのかと。研修をしてもらっているのは分かかって、市町も頑張っているいろいろと研修をされている話も聞かせてもらおうんですが。

委員長

どうなんでしょう。教員としての研修の前に、働くことについての研修ということだと思いますが。

次長（研修担当）

やっぱり学校の教育で子どもたちが良くなっていくためには、先生方の資質というのが大きなものだと思っております。

今、清水委員おっしゃっていただきましたように、初任、5年、10年のいわゆる法定にあたるような研修だけでは、授業力等の資質が付いていかないという先生も、中に

は、残念なことですがあるというのも現状だと思っております。

そのような方々に対して、本年度少し試行させていただいて、来年度から本格的に実施していこうと思っているのが、3ページのこの下の③にあたりますが、経験年数が十分でないとか、指導に不安や課題があるというような教員に対して、一定、集中して研修をする機会を来年度から本格的に実施させていただこうと思っています。先生が変わっていかれるのは、本人が自分の授業力を上げたいと思っていただくことが一番のスタートになりますので、そこを丁寧に話をさせていただきながら、この研修をうまく軌道に乗せていけたらなと思っています。

#### 牛場委員

研修も大事ですけど、この間、学校訪問させていただいた磯部小学校、学力も大事ですけど、学力の前に、生活の中で子ども達に分かる授業みたいなモデルも、最高のモデルがあるんですから、やはり先生もそちらの学校を訪問して、そこでOJTじゃないですが、実施の研修の仕組みもつくられたらどうかと感じてきました。

私たちが学校訪問に行き、授業を見学して本当にもう涙が出るぐらい。子どもたちは自分たちの生活の中のことを結構さらっといろいろ討論してるっていう、ああいう学校が理想じゃないかなと。

夏休みの宿題、子どもたちが一生懸命やっても、先生によっては、「ああ、そうなんか。」というだけで、「ああ、良かったな。」とか、「どういう工夫をしたの。」とか、「大変やったな。」とかって聞きもしないで、「ああ、そうか。」っていうふうな感じ。そうすると、やっぱり子ども心に、自分の作った作品や、一生懸命やった自分を評価してもらいたいという思いがあるのに、先生の態度がそんなふうですと、「なんや、もうやりたくないわ。」という気持ちにさせてしまいます。でも、磯部小学校のあの授業を見てますと、本当に子どもたちが生活の中のことについて日記に書いたことを、皆さんで討論するって、ああいう授業を本当に新人の先生方に見せてやったらどうかという思いもしてますんですけど。

#### 教育長

昨日、東海北陸ブロックの教育長協議会があったんですね。そのときに岐阜県は初任研を3年でやるとおっしゃって見えただけですね。私もできるだけ1年目に、確かに大学を出てきたばかりのその方を一人前の先生になってもらうのに、1年目にたくさんいろいろ研修もしてやるというのはすごく大事と思うんですけども。研修、研修とばかり言わず、もう少し本当に余裕を持たせて、先ほどおっしゃっていただいたように、学校の先生が育つというのは現場だと思っておりますので、現場でいかにいろんな先輩の先生やいろんな人から知識、経験、それからノウハウを自分でまず感じ取って、それを実践に移していけるかどうかというのはすごく大事だと思うので、初任研というのは大事だとは思いますが、もう少し余裕を持ってやらせたらどうかと思ってるんです。

だから、1年目に集中するのではなく、できれば2年目、もっといけるなら岐阜県のように3年目までいくとか、それぐらいの余力も与えながらやる必要があるのかなと思ってるんですが。

#### 委員長

なるほどね。そこをいろいろとまだまだ他のところの取組とか、いろんな県内の取組

なんかも見ながら、ぜひ実施していただきたいと思います。この表でいうと、教員一人ひとりが授業実践の基礎・基本を身につけるための支援というのは、多分これが一番基本の部分だと思いますので、ここの法規化を図って欲しいなと僕も思うんですが。

#### 教育長

それともう1点ですが、この教育改革推進会議の第2部会では論点を絞ろうという話もあって、例えば、ここにある授業力の向上等についてずっと議論していただいているんですが、実際はその養成課程、いわゆる教員養成課程、それから、それを県が採用する部分、それと、県に入ってきてもらって教育委員会なりが研修していくという部分と、ステージが3つぐらいあると思うんです。そのときに、この第2部会では論点を絞ろうという話があったので、それはそれではないかと思っているんですが、実は県としては、養成部分に対して、大学等へ、特に教育学部等へどういことを本当に養成して欲しくて、どういことを欲しいんだという部分とか、採用でも、今の採用のやり方が本当にいいのかどうか、その辺もしっかり見直していかなくてはいけないと思っています。

それから最近、中教審が、学び続ける教員像という形で方向性を出してきて、中身としては修士レベル化という話も出てきたんですが、そこが本当にいい方向なのかどうかというのは若干疑問もあります。そうしようと思ったら、やはり養成課程での大学が、より高い修士レベルでの教育をきちっとやっていただくような教職大学院とか、そういう方向性もきちっとこれから出していかなくてはならないのかなということになってきますので、その辺も、逆に言えば、県も、大学部分も見据えてこういう部分をしっかりお願いしたいという話も言っていく必要もあるし、どこまで県が書き込むかどうかは別にして、その辺の検討もしていかなくてはならないのかなとは思っていますので、併せてそういうことも含めて教員の資質向上という話になるかなと思っています。

#### 委員長

いろいろと課題がまだまだたくさんありますが。

#### 清水委員

先日、協議会で行かせてもらった福井県なんかは、大学院での1年間は教員免許を持って中学校で直接授業をし、大学院卒業の次には、教員としてそのまま採用してくというような仕組みでした。採用試験に受かっている子が来ているような言い方をしていました。福井大学との提携でしていると。

#### 委員長

その同じフロアに授業の達人もいるんですね、現役の先生で。授業の達人と大学院生のインターンシップみたいなのが同居してるというのは、これはいろんな意味で刺激があるなって思っていましたね。

#### 清水委員

いいクラスづくりをしている学校でした。英語の教室、数学の教室、職員室以外にも先生の教室があって、そこに委員長が言われた、授業の達人と大学院生が一緒にいるところできていました。そこまでの夢のような中学校はできないなと思いながら、すごくいい中学校を視察させてもらって帰ってきました。

三重県でも大学院に行っていて、今年、採用試験に受かっても、まだ大学院に残るので免除ということで、また大学院で違う分野を勉強したいということで勉強している子も

何人かみえると思います。コアなことなのか分かりませんが、そこで教職に就いてもらうなら、三重県としてもこういうこととしてますよということで、ここに来てもらえるような環境づくりも要るのかなと思います。

#### 丹保委員

今の教職大学院はいろいろ問題を抱えていて人数も少ないんですね。そういう問題があるので、理想的な形のものを作ろうと思うと、おそらく教育委員会と大学が協力しないとできないと思います。

その場合に、どういうふうにやっていくかということ、ぜひ大学にも要求して一緒に作っていくという形じゃないと、もう大学だけでは作れないという時代ですので、そういう相談をされたらいいんじゃないかと思います。

ただ、その場合に財政的な問題があるんですね。だから、お金のかからない形でそれができないかということ、お互いに知恵を出しながらやるということが今後必要じゃないかと思います。

幸い、教育委員会と三重大の関係はすごくいいので、その気になってやればできないことはない。つまり、日本のどこにもないような形のいいものができるチャンスでもあると思います。

それからもう一つは、大学に対してもっともっというろんな要求をしてもいいんじゃないかと思いますので、遠慮しないで、人材の協議会もありますので、そういうところでお互いに言いたいことを言い合うという形にしたらいいんじゃないかと以前から思っております。

#### 委員長

大学との連携をより具体的に進めていく必要があるんじゃないかというご意見でしたが、他にいかがでしょう。

#### 清水委員

一つだけ、磯部の話も出たので。磯部には同志社の大学院の子がボランティアで来てくれてましたね。しかし、その子はもう京都で採用試験が受かったとるので、三重県には来ないと言っていて、もったいないなと個人的に話をしたんです。それでも、本当にボランティアで授業に入ってくれて、そういう子もおるんだなと思いました。全部のところへは行けないけど、学校が欲するような子で来てもらえる、そういう大学院生もまああるのかなということを見てきました。

#### 委員長

磯部のことで私自身あれっと思ってたのは、やっぱりああいう授業の実践を支えているのは、校長先生もおっしゃったけど、ものすごい数の家庭訪問だというわけでしょう。地域と学校が信頼関係で結ばれてるから、ああいう授業が成立する。学校訪問で、校長先生もおっしゃってましたけども、最初はやっぱり理解のない保護者がいて、その人に「何しに来たんだ。」と罵倒されるところから入って、そうするうちに心を開いてもらって人間関係をつくっていくから、ああいう教育が成立するんでしょうけど。

「こういうのに慣れてない教員はどうなるんですか。」って言ったら、他に替わってもらわなければならないって言うんだけど、他に替わってもらおうということの中には、ひょっとするとそこで、さっき清水委員がおっしゃったように、心が折れてしまった教員もい

るんじゃないかなと思って。それをどうやってフォローできるような研修があるのかなとは思うんだけど、やっぱり大学を卒業してすぐ先生になった人が、地域へ出かけて行って罵倒されたら心も折れかねないですよ。けど、家庭・地域との連携と言うのであれば、教室での技量の向上だけじゃなくて、そういう場面というのがやっぱり地域にはあるんだということを、研修の中には入れていかないといけないなと思います。

そうすると、市町の教育委員会と連携してやっていくという4の①のところに書いてあるのは、それで正解なのかなとは思いますが。やっぱり町の単独の教育委員会では、なかなか研修が今は組めないんじゃないか。指導主事の配置も薄いし、本当に厳しい状況になっているところでは、やっぱり研修というものを、近隣の市とかと組んでやっていくという方法も、あるいは県が町に対してちょっと手厚く支援するみたいなことも必要んじゃないのかなと、いろんなことをこの訪問で思っていました。

牛場委員

それと、予算の問題はあるんでしょうけど、やはり先生の人数を増やしてやりたい。

委員長

それは痛切に思いますけどね。

牛場委員

そうすれば充実してくると思います。

委員長

研修も受けやすくなりますよね。

次長（研修担当）

おっしゃっていただきましたように、さっき磯部小のことも出していただき、地域で受け入れられなかったらその先生は辞めるのかということのご指摘をいただきましたが、やっぱりそういうことも含めて、学校の中で教員は1人になると弱いですから、お互いに助け合って進んでいくという体制を取っていくために、校長先生のリーダーシップのもと、学校現場での研修を大事にしていかなくてはならないと考えています。

とかく研修というと、総合教育センター等の外部に出た研修ばかりがイメージに浮かぶんですが、そうじゃなくて、学校の中でお互いが学び合いながら資質を向上させていくということを、改めて今回のことで重要だと思いましたので、声を大きくあげていきたいなと思っています。

委員長

はい、ありがとうございました。

よろしいでしょうか。いろいろご意見をいただきました。

—全委員が本報告を了承する。—

#### ・審議事項

報告3 「県立特別支援学校整備第二次実施計画（改定）（案）」について（公開）

（井坂特別支援教育課長説明）

報告3 「県立特別支援学校整備第二次実施計画（改定）（案）」について、別紙のとおり報告する。平成24年11月22日提出 三重県教育委員会事務局 特別支援教

育課長。

「県立特別支援学校整備第二次実施計画（改定）（案）」について、説明いたします。

平成22年11月に、平成23年度から平成26年度までの県立特別支援学校整備に係る県立特別支援学校整備第二次実施計画を策定し、整備を進めてまいりました。

しかしながら、児童生徒数の増加による施設の狭隘化等の新たな課題が生じたことから、平成24年度三重県教育改革推進会議第2部会において2回審議を行い、その後、11月19日の三重県教育改革推進会議全体会において第二次実施計画の改定について審議を行いました。

資料は資料1と資料2があります。資料1は、平成22年11月に策定した第二次実施計画と今回改定する計画です。資料2は、第二次実施計画（改定）（案）の本文です。本日は、資料1に基づきご説明します。

それでは、資料1をご覧ください。資料左側の欄が現行の第二次実施計画、右側が今回改定する計画案です。改定内容は、時点修正及び新たな課題への対応、審議を踏まえた内容に下線を引いて記載しています。

それでは、主な改定内容について説明いたします。

まず、1ページ、(1)「第二次実施計画」の趣旨についてです。平成22年12月に三重県教育ビジョンが策定されましたので、この部分について時点修正をさせていただきました。さらに、新たな課題への対応としまして、「しかしながら」のところが、『しかしながら、平成23年度から「第二次実施計画」に基づく整備を進める中で、児童生徒数の増加による施設の狭隘化等の新たな課題が生じたことから、「県立特別支援学校整備第二次実施計画（改定）」として示すこととしました。』という一文を加筆しました。また、関係部局との協議の中で、3のところで『「3 第二次実施計画期間の取組」に示した整備年度については、実施段階において予算の状況等により変更することがあります。』というふうに記載いたしました。

(2)の「第一次実施計画」の取組状況については、1、5については整備が完了しましたので、そのことについて時点修正を行い、記載いたしました。2から4については、既に整備が完了していますので変更なしというふうに記載いたしました。

まず、1について、くわな特別支援学校は平成24年4月に開校いたしましたので、その整備について記載しています。

それから、5の訪問教育については、平成22年4月に西日野にじ学園から北勢きらら学園において、23年4月に稲葉特別支援学校から城山特別支援学校において実施しており、そのような内容を記載いたしました。

(3)整備に関する課題についてです。これについては、引き続き同様の課題があるため修正なしといたしました。

続きまして、2ページをご覧ください。序文についてです。1行目は、時点修正として、「三重県教育ビジョン」とさせていただきます。そして、その下のほうにその内容について記載しています。

第2部会における審議の中で、途切れのない支援や高等学校における支援の充実等についてご意見をいただきましたので、それを反映させて、3行目の下線にありますように、『「三重県教育ビジョン」には、早期からの一貫した支援体制の構築、高等学校に

における支援の充実、進路指導・就労支援の充実、医療的ケアを必要とする児童生徒への支援体制の充実等の特別支援教育の推進に関する取組内容が示され、これに基づき取組が進められています。』と、「このように保育所や幼稚園から高等学校に至るまで、障がいのある児童生徒についての途切れのない支援が求められる中で、児童生徒の支援情報の円滑な引継を行うための体制づくりを引き続き進めるとともに、高等学校における発達障がいのある生徒の支援を充実する必要があります。このため、教員の専門性の向上等を図るとともに、高い専門性を活かした特別支援学校による助言等の」というふうに入れました。また、第二次実施計画は、ハード面の整備についての計画ですので、ソフト面に関する内容についてはこの程度にさせていただきました。

(1) の緊急課題への対応については、変更なしといたしました。

(2) の適正な規模及び配置については、時点修正として、くわな特別支援学校ができましたので16校にいたしました。それから、その中段以降のところですが、これまで、「既存施設等を有効に活用することを基本とする」となっていましたが、防災面や、交流及び共同学習の実施等についてはやはり必要ということから、「基本としつつ、地域の特性や早期整備の観点から、総合的に検討を進める必要があります。」というふうに加筆いたしました。

また、(3) 高等部の教育の充実についても、審議の中でご意見をいただき、職業教育やキャリア教育を中心に、より具体的な内容について記載いたしました。『「職業コースの導入による特色ある教育課程の編成、外部人材を活用した職場開拓に基づく早期からの職場実習の実施、アセスメントの活用による職種と本人の適性のマッチング等を図るとともに、キャリア教育における勤労観・職業観の育成、「個別的教育支援計画」等の活用による卒業後への移行支援にかかる関係機関との連携など』』というふうにして、「就労を目指した高等部の教育を充実します。」というふうにくりました。

(4) の複数障がい種別への対応については、変更なしといたしました。

それでは、3ページをご覧ください。3「第二次実施計画」期間の取組、(1) 地域における課題への対応について、「①東紀州地域」「②中勢、松阪、南勢志摩地域」について、それぞれ整備地が決まりましたので記載いたしました。①の東紀州地域については、下線を引いた部分ですが、平成24年9月に公表いたしましたので、「金山パイロットファーム地内に新たな施設の整備を進めることとしました。平成25年度から測量調査等を開始し、平成●年度を目途に開校できるよう整備を進めます。」と記載いたしました。なお、この「●」の開校年度ですが、関係部局との調整を待ちまして、平成25年2月に開催の三重県教育改革推進会議全体会において示させていただきたいと考えております。

また、②の中勢、松阪、南勢志摩地域についても、下線にあります、「整備について検討を重ねた結果、現在の三重中京大学の校地を活用して整備を進めることとしました。平成25年度から、地質調査と校舎設計を開始し、平成●年度を目途に開校できるように整備を進めます。」といたしました。「併せて玉城わかば学園の暫定校舎の解消と適正規模化を図ります。」というふうに入りました。こちらの開校年度についても、関係部局との調整を待つて明示したいと思っています。

「③その他の地域」については修正なしといたしました。

(2) 特定の課題への対応、「①通学時間の改善」については、平成24年度に通学用スクールバスを41台配備したことから、時点修正をしました。

「②盲学校及び聾学校のあり方」については、現在、この計画に基づき取組を進めていることから、修正なしとしました。

最後に、4ページをご覧ください。(2) 特定の課題への対応の「③寄宿舎のあり方」につきまして、今後、より関係者等への説明や周知を図る必要があることから、「関係者の理解を図りながら、統合の組合せや施設設備の整備について」というふうにししました。また、審議の中で、他府県で寄宿舎を閉舎したり、学校を閉校したりする場合に訴訟等に及んだ事例もあるというご意見をいただきまして、整備については「かつ慎重に」という一文を加筆しました。

「④医療・福祉等の関係機関との連携」については、草の実リハビリテーションセンターと小児心療センターあすなろ学園の一体整備が計画されていることから、そのことを念頭に、「これらの学校の中には医療・福祉等の関係機関の統合や整備が計画されているところもあることから、関係機関と連携して取り組むとともに」としました。この詳しい内容については、(3) 新たな課題への対応に記載しました。

それでは、(3) 新たな課題への対応にご説明します。ここでは、新規に3つの項目を記載いたしました。まず、①の「くわな特別支援学校への対応」についてです。『くわな特別支援学校は、「第一次実施計画」に基づき、平成24年4月に開校しました。特別支援教育の理念の浸透や期待の高まりにより、今後も児童生徒数の増加が見込まれることから、普通教室の不足が生じる可能性があります。』と、「そのため、新たに校舎を増築し、平成26年9月の使用開始を目指します。」というふうに新たに記載しました。

②の「杉の子特別支援学校石薬師分校への対応」についても、「杉の子特別支援学校石薬師分校は、「第一次実施計画」に基づき、平成22年4月に開校しました。特別支援教育の理念の浸透や期待の高まりにより、今後も生徒数の増加が見込まれます。そのため、新たに校舎を増築し、平成26年9月の使用開始を目指します。」というふうにしました。

次に、③の「草の実リハビリテーションセンター及び小児心療センターあすなろ学園の一体整備に伴う対応」についてです。下線のところですが、『現在、草の実リハビリテーションセンター及び小児心療センターあすなろ学園を、「こども心身発達医療センター（仮称）」として津市大里地区に一体的に整備し、隣接する三重病院との一層の機能連携の中で、子どもの「こころ」と「からだ」の育ちの両面に対応する発達支援の拠点とする計画が進んでいます。』。『あすなろ学園に入院する児童生徒は、治療や支援の内容が多岐にわたるなど高度な専門的医療と個別の教育環境が必要となっており、発達支援を継続するには医療と教育の連携が重要であることを踏まえ、「こども心身発達医療センター（仮称）」の一体的整備に伴い、これまで津市立の小中学校分校であったあすなろ分校、城山特別支援学校草の実分校及び緑ヶ丘特別支援学校を一体とした、新たな特別支援学校として再編することとします。このことによって、新たな特別支援学校が県内の各特別支援学校におけるセンター的機能を牽引する役割を発揮し、県内全域の小中学校や高等学校等の発達障がい児や肢体不自由児等の教育支援を進めるとともに、

より高度で専門的な医療・保健・福祉・教育等の関係機関が連携して対応する総合的な支援ネットワークの構築や研修等の人材育成システムの充実を図ります。』。また、「新たな特別支援学校は、病院開設にあわせて、平成29年4月の開校を目指します。」と新たに記載しています。なお、この項の表現については、今後、事務局と教育改革推進会議の山田会長との間で調整を行うことになっています。

また、4の第三次実施計画についての(1)(2)については、今、改定する第二次実施計画の中で取組や検討を進めていくことから、この項文については削除したいと思っています。

なお、資料2は、最終的にこのような形で策定したいという考えでいるということでございます。

以上、県立特別支援学校整備第二次実施計画(改定)(案)について、ご報告いたします。よろしくお願いいたします。

#### 【質疑】

委員長

報告3についていかがでしょうか。何かご質問ございますか。

清水委員

この前、稲葉特別支援学校をのぞかせてもらいました。先天的に障がいを持った子以外にも、後天的に障がいを持ってしまった子も何人か受け入れさせてもらっていますという話でした。津市では保健センターが、乳幼児が生まれたときから1軒1軒回っている対策をしてもらってるんですが、ネグレクトなりいろんな要因によって、後天的な障がいが発生してしまうことがあるということです。この特別支援学校の整備とは関係ないことですが、その子たちが結局障がいを持ってしまったら入ってくるということで、これは子育て支援課の話かもわかりませんが、その辺の始まりのところで何かもうちょっと後天的な障がいというのを減らす施策に取り組んでいただけたらありがたいなと思います。

委員長

なるほど。どうなんですか、やっぱり特別支援の教育の枠内と、子ども・家庭局のほうでの対応の部分というふうに分けて理解しないといけないのかな。

特別支援教育課長

もう少ししますと、「パーソナルカルテ」という形で、支援の必要な子どもが、安心して一貫した支援が受けられるよう保護者がその子どものプロフィール等を書きまして、それに例えば幼稚園、小学校、中学校とか特別支援学校等で作成した、個別の教育支援計画や指導計画等もそこに一緒に挟みながら、それを持っていろんな教育機関などに示しながら引き継いでいくということになります。当然、学校もそういう形で引継ぎをしながら幼小中高と、また、社会に出るときにという形で今考えていまして、そのため「パーソナルカルテ」を広げるには、やっぱり福祉部局(子ども・家庭局)、又は市町の福祉関係部局と一緒に広めながら、本当に引き継げるような体制に最終形はしていきたいと今取り組んでいるところです。

委員長

よろしいでしょうか。他にございますか。よろしいですか。

今度、私たちの学校訪問で、草の実とかこの辺を見にいくということになるんですね。

特別支援教育課長

12月12日です。

委員長

そうでしたね。はい、拝見させていただきます。

—全委員が本報告を了承する。—

#### ・審議事項

### 報告5 いじめ問題に関する児童生徒の実態把握並びに教育委員会及び学校の取組状況に係る緊急調査の結果について（概要）（公開）

（和田生徒指導課長説明）

報告5 いじめ問題に関する児童生徒の実態把握並びに教育委員会及び学校の取組状況に係る緊急調査の結果について（概要）

いじめ問題に関する児童生徒の実態把握並びに教育委員会及び学校の取組状況に係る緊急調査の結果について（概要）、別紙のとおり報告する。平成24年11月22日提出 三重県教育委員会事務局 生徒指導課長。

資料をご覧ください。本日、国が調査のまとまったものを公表することになっていきます。その結果についてご報告をいたします。

なお、本県の調査結果については、既に10月4日に公表しておりまして、定例会でも既にご報告させていただいたところです。

調査の概要ですが、全国におけるいじめの認知件数については、表にまとめました。全国については平成23年度の約2倍、本県については約5倍の件数という状況になっています。

1ページの最後の「・」ですが、全国におけるいじめの認知件数のうち、「いじめが解消しているもの」の割合は、78.9%、23年度については80.2%でした。これに対して、本県の公立の「いじめが解消しているもの」の割合は、65.6%、23年度は69.0%という結果でした。なお、9月末、県教委に報告のありました月例の問題行動等調査の報告によりますと、「解消した」が71.1%、「解消したが、継続支援中」が21.7%、「取組中」が7.2%という状況です。

「（2）教育委員会及び学校の取組状況について」に移ります。全国の調査結果と本県の取組状況の調査結果を比べて10ポイント以上の差があったものについて、いくつか記述をしました。

<研修の実施について>は、全国の81.7%に対し本県は72.4%でした。県としては、10月30日に、教員を対象とした、いじめ問題に関する研修会を開催しました。

<学校と警察の連携について>は、情報共有のための協定等を交わしているかという状況ですが、全国の都道府県・指定都市教育委員会が77.6%、市区町村教育委員会については34.2%という状況でしたが、本県は、全ての県、市町の教育委員会が協

定を交わしているという状況です。

〈アンケート調査の実施について〉は、23年度の実施状況、全国94.6%、本県は100%でした。ただ、アンケート調査の実施回数については、「年1回」全国18.0%、本県は32.5%。「年2～3回」全国が64.2%、本県が60.6%。「年4回以上」全国が18.5%、本県は6.9%という状況でした。

〈学校における管理・指導体制について〉は、指導上配慮を要する児童生徒の進級、進学等に係る、教職員間の引き継ぎについて、「指導記録等の資料を用いて、引き継ぎを行っている」という割合が、全国の83.9%に対して、本県は74.9%という状況でした。

今後の取組としまして、この調査に関して認知したいじめの事案については、その後の状況、月例の報告等で確認を進めております。必要に応じて学校や市町等教育委員会への支援を継続して行っていきたいと思っております。

また、この取組等の調査結果については、調査の分析も踏まえて、12月12日に第4回の市町等教育委員会との合同会議を開催しますので、その会議の中でも今後の取組についての協議を進めてまいりたいと思っております。

#### 【質疑】

委員長

はい、ありがとうございます。報告5は、いかがでしょうか。

丹保委員

以前にいじめの問題で、教師がかかわってるいじめという有名なのがありましたよね。葬式ごっことか。つまり、教師からそういうような言葉使いとかでそういう指摘はなかったでしょうか。私は、もしそれがあれば非常に残念なことだと思いますので、そういう場合は厳しく、人権意識の問題でもありますので、その辺のところ、もしあれば。多分ないとは思いますが、そういうふうな記述はありますでしょうか。

生徒指導課長

今回の調査は件数だけの報告でしたので、この調査の結果からだけでは、その点は分かりません。

丹保委員

そうですか、分かりました。

委員長

他にはいかがでしょう。

気になるのが、「学校における管理・指導体制」で、指導記録等の資料を用いて、引き継ぎを行ってる割合が三重県で74.9%ということは、残り25%は引き継いでないということになっちゃうんでしょうか。

生徒指導課長

資料4ページにお付けしましたが、「指導記録等の資料を用いずに、口頭により引き継ぎを行っている。」というところです。この点については、課題等もあると認識しておりまして、今後、改善に向けて検討も進めたいと思っております。

委員長

そうですね、やっぱり何らかの形で、さっきの特別支援のパーソナルカルテじゃないけど、やっぱり紙ベースで共有しとかなきゃまずいんじゃないかなというふうには思いますけどね。

はい、他にはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

清水委員

一言。今回、子どもたちの意識値が高ければ、これだけ件数が高くなってくる。軽微ないじめもいじめ、犯罪につながることもいじめであると。それはいろんな考え方があって、その辺は学校の先生が対応していただいている。けれど、意識値が高くなり、軽微でもいじめは絶対許さないという子どもたちの意識が上がり、しっかりと話をさせていただいているんですが、今からそれが子どもたちにも落ちることも多々あるだろうということで、しっかりと早急に進めていって、この12月12日に市町との合同会議もごさいますし、いろんな方策、現場等の話等、丁寧にしていただければいいかと感じております。よろしくをお願いします。

委員長

よろしくお願ひいたします。

—全委員が本報告を了承する。—

#### ・審議事項

#### 報告6 平成24年度「ケータイ・ネット対策事業」ネット検索の結果について（公開） （和田生徒指導課長説明）

報告6 平成24年度「ケータイ・ネット対策事業」ネット検索の結果について

平成24年度「ケータイ・ネット対策事業」ネット検索の結果について、別紙のとおり報告する。平成24年11月22日提出 三重県教育委員会事務局 生徒指導課長。

それでは、資料をご覧ください。本年度、県内全ての公立学校631校を対象として、9月1日から10月15日までの期間、業者に委託をして学校が特定できる書き込みがあるサイトについて検索をしました。学校が特定できる書き込みがあるサイトは、3,177サイトございました。その内、問題のある書き込み件数、問題のある書き込みとは、誹謗中傷、個人情報の掲載、飲酒とか喫煙等の不良行為に関する記載など、生徒指導上の問題に関わるような書き込みがあるものについて検索をし、問題のある書き込みの件数としては、935件ありました。

さらに、危険度の高い書き込みということで、特定の児童生徒への誹謗中傷、本人と直接連絡をとることができるような個人情報の掲載、また事件・事故につながる緊急性のある書き込みについても、その中から検索をして、件数は23件となっていました。その内訳は、「誹謗中傷」が11件、「個人情報の掲載」が5件、「その他」7件となりました。「その他」については、自殺をほのめかすとか他人に危害を及ぼす行為に言及したようなものが7件ありました。

4の「三重県の状況」に移ります。県内の全ての学校について、学校が特定できる書き込みのサイトがありました。今年度は「掲示板タイプ」の検出が非常に増加していま

すが、この理由については、特定業者が学校ごとに作成した掲示板が作られており、その学校名が付けられているだけで利用実態のないものが大半でした。

「その他」、高校で106サイトありましたが、この「その他」はツイッターでした。危険度の高い書き込み23件で、昨年度に比べて12件減少しました。また、その内、警察に通報するような緊急性のある書き込み等についてはありませんでした。個人情報等の掲載については5件、昨年度の23件から比較すると18件の減少ということになりました。危険度の高い23件のうち、13件は本人が特定できて本人が削除したものもありますし、業者に依頼をして削除してもらったものもありますが、残りの10件については、書き込んだ本人が特定できないものや、削除依頼をすることでかえって状況が悪化するということで、継続して見守っているというようなもので、削除対応を保留しているものです。

今後の対応ですが、各学校にこの検索の結果をこれから送付させていただきます。それぞれの学校の状況とか課題を踏まえて、生徒に対しての指導を進めていただくようお願いをしていきます。また、ネット啓発リーダー、保護者の方がなっていていますが、保護者へのネット啓発講座を今年度も継続して行っています。保護者への啓発を進めたいと思っています。また、今回発見された3,177件全てのサイトについては、継続的に今年度、業者に委託して監視をしてまいります。

#### 【質疑】

委員長

報告6はいかがでしょうか。

丹保委員

下のほうの4の「三重県の状況」の一番下ですけど、「削除依頼を行うことで状況が悪化する可能性がある」というのは、例えばどのようなことを言うんですか。

生徒指導課長

自殺をほのめかすというような事例がありまして、自分が自傷行為等をしているというようなことを書き込んでいるものがあります。本人が自分の情報も出して書いているものですので、業者に委託してそれを削除してしまうということで、かえって悪化する恐れがあるということもありまして、継続的に見守りながら対応をしているというような事例です。

丹保委員

分かりました。

委員長

その他、いかがでしょうか。

問題のある書き込みの中の「飲酒や喫煙等の不良行為に関する記載」というのは、これは処罰の対象になるんじゃないんですか。

生徒指導課長

具体的に匿名で名前の分からないものもあります。名前の分かっているものとか顔写真を見せているものもありますので、これから、その結果について学校へ返していきます。学校で指導をお願いしたいと思っています。

委員長

なるほどね。すごく悪質な第三者がいて、不良行為とかそういうのをやっているページを張り付けて、それで晒しページを作っている人がいますよね。そこはもう削除依頼も効かないような形で、こんな不良学生がここにはおるけど、この高校は何考えてんだということをやるページがありますが、そういうところに出てしまうと本当に削除依頼ができなくなってしまうので、これは少し考えないかんことなのかなと思いますけどね。

他には、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

じゃ、これは本当に継続的にウォッチをよろしくお願いします。

—全委員が本報告を了承する。—

・審議事項

報告4 平成25年度当初予算の要求状況について (非公開)

予算経理課長が説明し、全委員が本報告を了承する。

・審議事項

議案第35号 専決処分の承認について (人事関係) (非公開)

教職員課長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・審議事項

議案第36号 職員の人事異動について (非公開)

教職員課長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。